

令和7年度版

危険物講習会資料



名古屋市消防局

CONTENTS

P1 危険物安全週間
推進標語&重点項目

P2 全国及び名古屋市内の危険物施設における事故発生状況

P6 名古屋市内の危険物施設等で発生した事故事例

P12 危険物事故防止&対応ガイド

P14 電子申請・キャッシュレス決済について

P16 リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について

P19 ガソリンスタンドの安全管理チェックリスト

P23 定期点検の実施方法等

P29 消防署一覧



危険物安全週間推進標語

「危険物無事故へ挑むゴング鳴る」

危険物安全週間重点項目

危険物施設の事故防止対策の推進

危険物施設は減少傾向にありますが、令和 5 年には全国の危険物施設における総事故件数、危険物等の火災及び流出事故件数は過去最高を更新し、事故件数に計上されていない破損事案等も多数発生しています。

あなたの勤める危険物施設と類似した施設の事故事例を検証し、業種や部門を超えて情報の共有を図ることで、事業所の実態や企業の体制に応じた事故防止対策を推進しましょう。

ガソリンスタンドにおける 安全対策の推進

市民生活に直結している給油取扱所は、日頃から安全性が確保されていなければならない危険物施設ですが、計量機の破損事故等が多数発生しており、名古屋市の全危険物施設における事故件数の割合で最も高い状況が続いています。

市民の安全を確保するために、法令を遵守した安全管理が確実に実施されていることを今一度確認しましょう。

リチウムイオン蓄電池の 火災予防対策の充実について

リチウムイオン蓄電池は、小規模でも大容量の電力を貯えられることから、非常用電源の蓄電池設備等として、今後ますます普及が見込まれます。

また、電解液に危険物を使用しているため、何らかの不具合が発生した場合、火災等の災害の直接的な原因となることが危惧されます。

リチウムイオン蓄電池に対する知見を広げ、その貯蔵及び取扱いについて理解を深めましょう。

危険物施設における 効果的な点検の推進

危険物施設の経年劣化を原因とする事故の発生を防止するためには、設備の稼働状況、定期点検の実施状況を踏まえて、「現行の点検方法に問題はないか。」「点検内容は適切か。」等、常に問題意識を持ち、点検の実効性を向上させることが重要です。

点検を実施する意味を深く理解し、点検結果を基にどのような行動をすべきかを適切に判断できるようにしましょう。

全国及び名古屋市内の危険物施設における事故発生状況

全国の危険物施設における事故発生状況

1 危険物施設数及び事故件数の推移

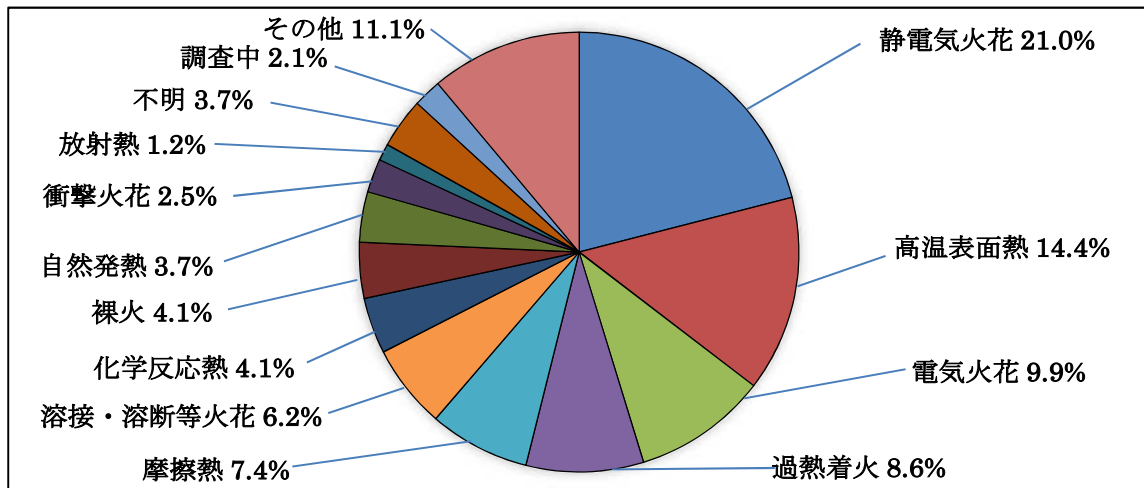
図1 火災・流出事故発生件数及び危険物施設数の推移



全国的に危険物施設数が減少傾向にある一方で、危険物施設の火災・流出事故の件数は平成6年頃を境に増加傾向に転じ、その傾向が継続していますが、令和5年中の総事故発生件数は過去最高となりました。

2 令和5年中の全国で発生した火災事故について

図2 危険物施設における火災事故の着火原因 (243件)



令和5年中に発生した危険物施設における火災事故件数は243件で前年と比べて17件の増加となりました。その被害は死者1名、負傷者29名、損害額78億267万円(火災事故一件当たり3,211万円)となっています。

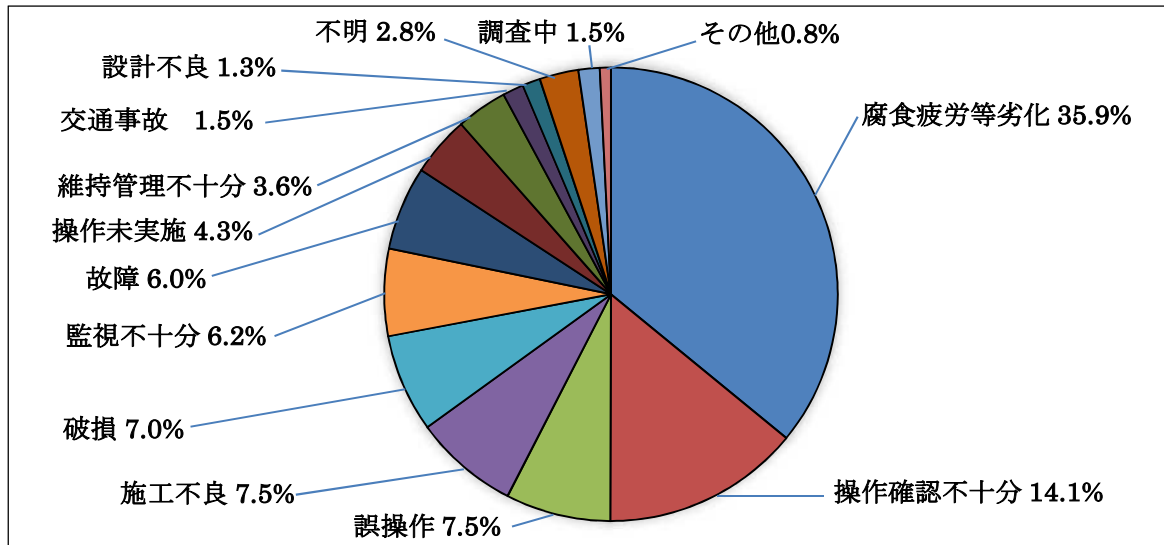
主な着火原因としては、「静電気火花」が51件で最も多く、次いで「高温表面熱」が

35件、「電気火花」が24件、「過熱着火」が21件と続いています。

また、無許可施設などの危険物施設以外でも火災が5件発生しており、原因が確認できているものについて、「高温表面熱」が1件、「電気火花」が1件などとなっています。

3 令和5年中の全国で発生した流出事故について

図3 危険物施設における流出事故の発生原因（468件）



令和5年中に発生した危険物施設における流出事故件数は468件で前年と比べ53件増加しました。その被害は死者0名、負傷者11名、損害額8億8,539万円（流出事故一件当たり約189万円）でした。

また、発生原因は、人的要因・物的要因・その他の要因に大別されますが、人的要因では「操作確認不十分」（66件）、「誤操作」

（35件）が、物的要因では「腐食疲労等劣化」（168件）、「施工不良」（35件）が高い数値となっています。

危険物施設以外では、危険物運搬中において「操作未実施」（5件）、「維持管理不十分」（2件）、無許可施設において「誤操作」（2件）などとなっています。

4 まとめ

令和5年中の全国の危険物施設の事故件数については、これまで過去最高を記録していた令和3年中の件数を上回り、過去最高の件数を更新する結果となりました。

火災事故と流出事故を比較すると、流出事故件数の増加割合が高く、また、その発生原因は「腐食疲労等劣化」がトップとなっています。この物的要因に分類される事故原因の多くは、日ごろの機器のメンテナンスを励行することで防ぐことができると考えられます。法定点検または自主点検を確実に行っていただき、事故防止に努めてください。



名古屋市内の危険物施設等における事故発生状況（令和 6 年中）

図 1 危険物施設等の事故発生件数推移及び危険物施設数推移

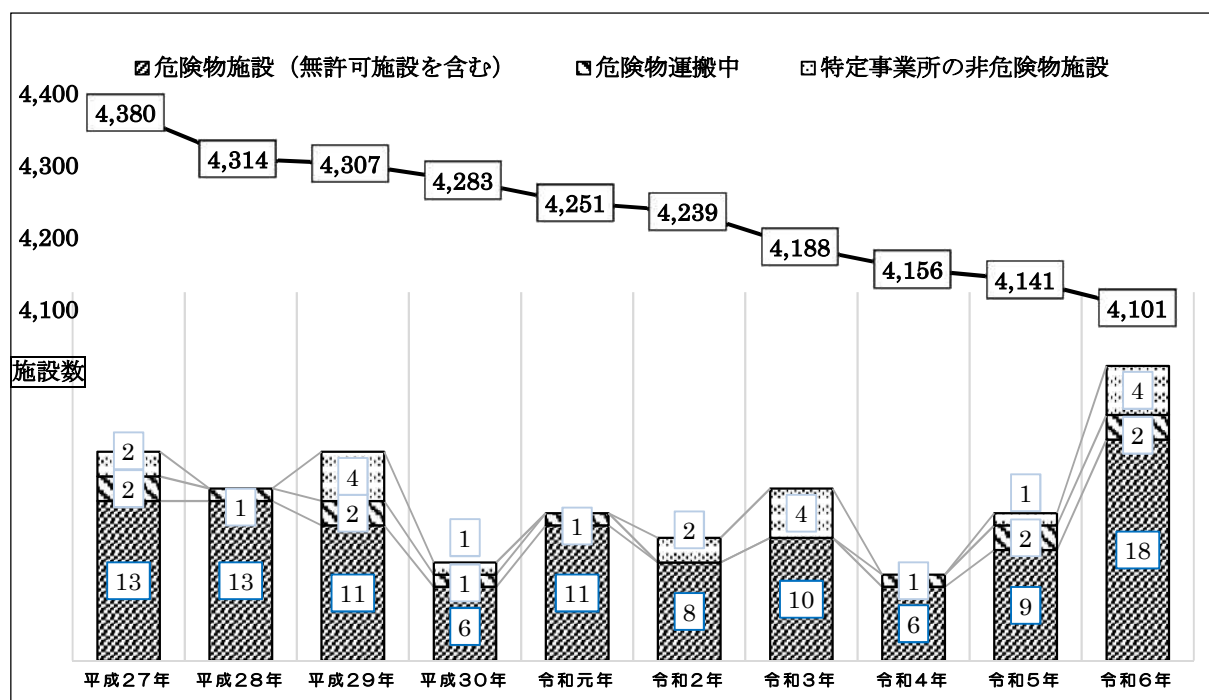
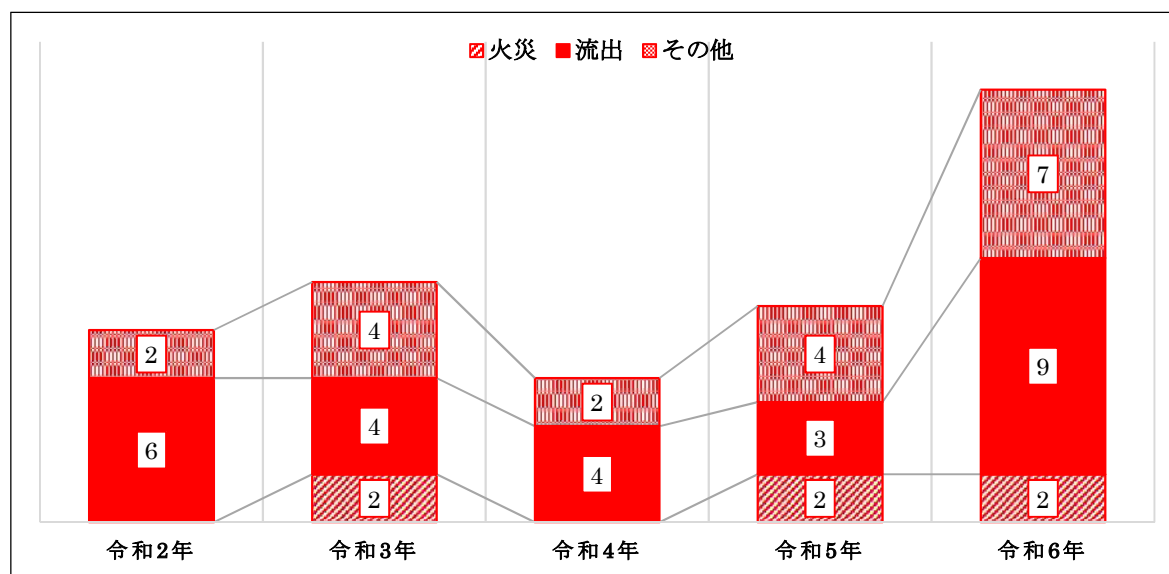


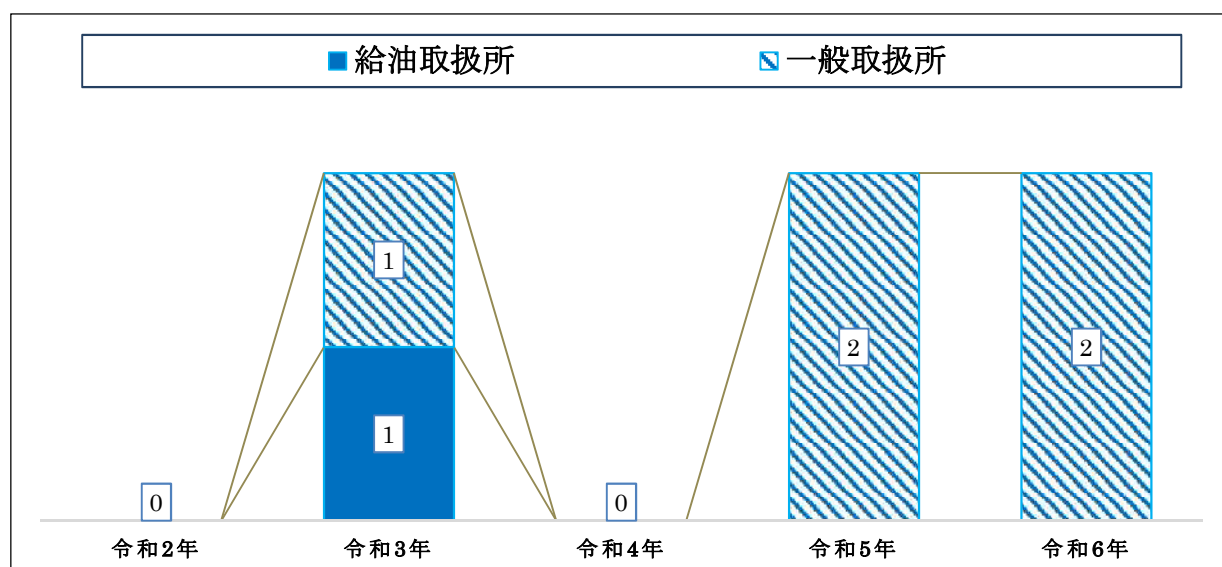
図 2 過去 5 年間の危険物施設における事故発生件数（件）



名古屋市内において令和 6 年中に発生した危険物施設における事故は 18 件、危険物運搬中の事故が 2 件、非危険物施設の事故が 4 件でした。危険物施設における事故 18 件の内訳は、火災 2 件、流出 9 件、その他 7 件で、前年と比べると 9 件の増加となりました。

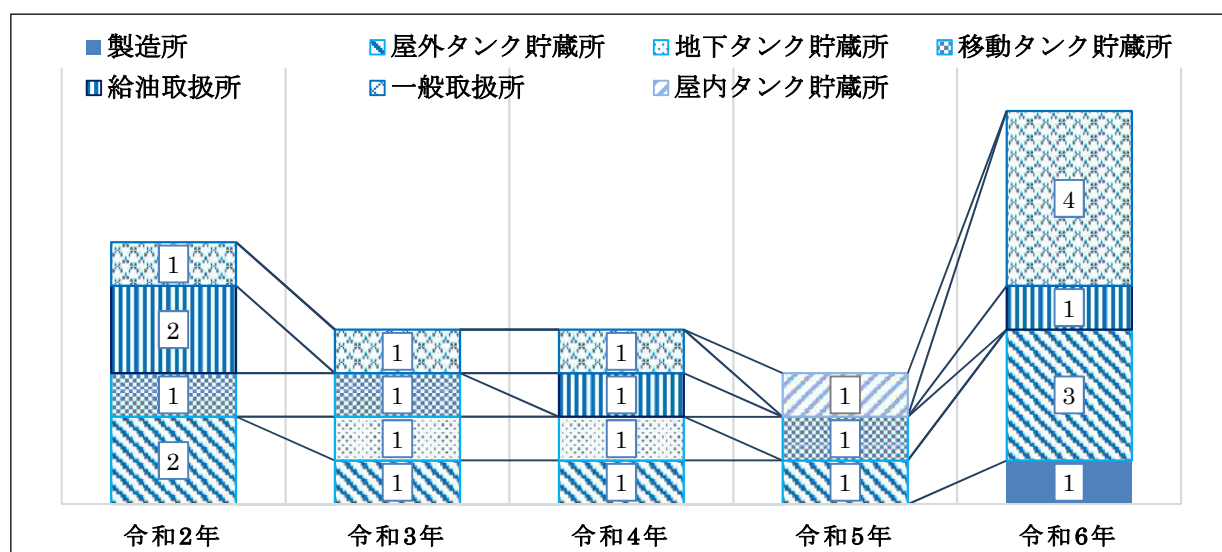
令和 6 年中の危険物施設における事故件数は、令和 5 年中の 9 件から 18 件と倍増し、そのうち流出のあった事故件数は令和 5 年中の 3 件から 3 倍の 9 件となりました。流出のあった 9 件の事故原因は、ヒューマンエラーが 5 件、機器の腐食疲労等劣化が 4 件でした。

図3 過去5年間の施設別火災件数（件）



令和6年中の危険物施設等における火災は2件発生し、前年と同様、一般取扱所の2件となりました。

図4 過去5年間の施設別流出件数（件）

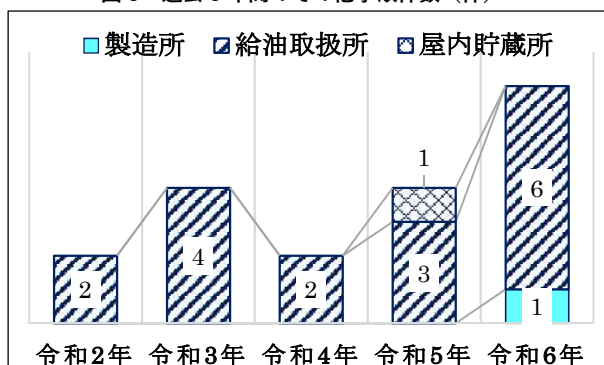


令和6年中の危険物施設における流出事故は9件で、前年と比べ6件の増加となりました。内訳は、製造所1件、屋外タンク貯蔵所3件、給油取扱所1件、一般取扱所4件でした。

図5 過去5年間の其他事故件数（件）

火災及び流出以外の其他事故は7件で前年と比べ3件の増加となりました。給油取扱所6件のうち5件は、車両の運転操作ミスにより計量機へ衝突するなどの破損事故でした。

製造所の1件は液体の指定可燃物が漏洩した事故でした。



名古屋市内の危険物施設等で発生した事故事例（令和6年中）

屋外タンク貯蔵所の流出事故

事故概要

屋外タンク貯蔵所の危険物を一般取扱所において、ドラム充填していた。充填作業を終え、ポンプを止めようとした際に、配管から危険物が約 50L 漏洩したもの。

事故原因 【 腐食疲労等劣化 】

配管保温措置部つなぎ目から雨水が侵入し配管の腐食が進行したものと推定される。

※漏洩部分に 5mm の孔食を確認

再発防止対策

- 保温措置がある鋼製配管の定期的な点検方法を確認する。
- 腐食に強い材質（SUS）に配管変更を検討。



↑ 保温措置部と配管



↑ 配管腐食部分

運搬車両からの流出事故

事故概要

ドラム缶及び運搬キャリアを車両に積載し運搬を実施。その際、ドラム缶が運搬キャリアと接触したことにより破損し、内容物の危険物が事業所敷地内及び経路上に約 15L 漏洩したもの。

事故原因 【 破損 】

ドラム缶の転倒防止は適切に行われていたが、運搬キャリアを固定していなかったため、運搬中の車両の振動により接触、破損に至った。

再発防止対策

- ドラム缶への容器転倒防止用のベルトに加え、ドラム缶以外の機器等についても同様に固定措置を徹底する。



↑ ドラム缶及び運搬キャリア積載状況



↑ ドラム缶破損箇所

製造所の流出事故

事故概要

危険物製造設備の加熱循環配管の戻り部配管フランジから指定可燃物が反応器の防油堤内に30L～50L 漏洩したもの。

事故原因 【 維持管理不十分 】

漏洩したフランジのガスケットが前回交換時から 20 年近く経過しており、経年劣化していたと推定される。

再発防止対策

- フランジガスケットの定期的な更新の検討。
- 漏洩したガスケットと同等運転条件の全フランジガスケットを交換する。



↑ 漏洩フランジ部分



↑ ガスケット劣化、一部欠損

屋外タンク貯蔵所の流出事故

事故概要

屋外タンク貯蔵所において、一般取扱所への危険物送液作業を実施するためにポンプを起動し、一般取扱所にて配管圧力を確認したところ、配管が加圧されていないため設備の確認をした。

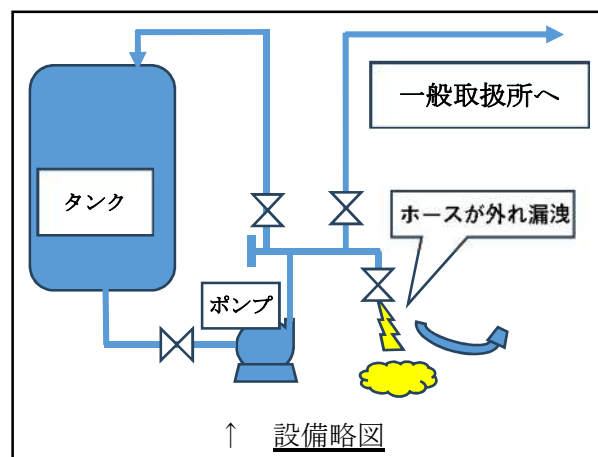
ポンプ吐出配管の液抜きバルブが開いていたため、液抜きホースが外れ危険物が約 240L 漏洩したもの。

事故原因 【 操作未実施 】

事故前日に配管残液を液抜きした。当日作業前にバルブの開閉確認を行ったが、閉止したと思い込みバルブ開放状態のまま、ポンプ運転してしまった。

再発防止対策

- 複数名による作業前確認の実施とその内容を作業手順に織り込み、作業者に周知教育を実施。
- 液抜き後はホースを外し、ブラインドフランジを付ける。



↑ 設備略図



↑ 漏洩箇所

リチウムイオン電池からの出火事故

事故概要

分析後のリチウムイオン電池の廃棄処理作業として電極表面に析出した金属リチウムを失活化させるため、アルコール・水の順に浸漬させた後に引き上げたところ、金属リチウムから発熱・出火し、作業に利用したアルコールに引火したものの。



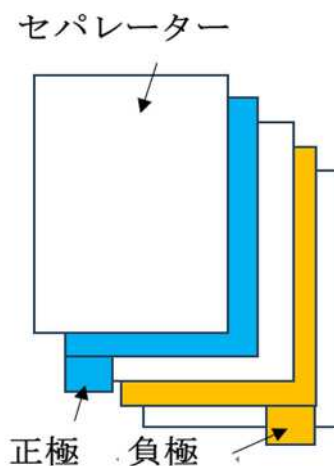
↑ 電極積層体

事故原因 【 操作未実施 】

リチウムイオン電池処理のためのマニュアルがなく、失活化が完了したと思い込み、適切な判断基準による確認が実施されなかった。

再発防止対策

- 廃棄処理作業は専門外部業者等への委託を行う。



↑ 電極積層体略図

給油取扱所のコンタミ事故

事故概要

給油取扱所において、単独荷卸し方式にて軽油の荷卸しを実施後、配管内の残油を抜き取るために吐出口を開放したところ、残油にややオレンジ色の着色が見受けられ、ガソリン室のマンホールを開放し確認したところ、液面に若干の減少が見受けられた。

事故原因 【 故障 】

ガソリン室の底弁部に固縛用ワイヤー（ローリー上部の各ハッチ蓋とハッチセンサーをつなぐチェーンとチェーンリングの離脱防止）が破断により入り込み、ガソリン室の底弁の動作不良が発生したものと推定される。

↓ 【ローリー積載状況】

1室 4000L	2室 4000L	3室 2000L	4室 2000L	5室 4000L	6室 4000L	7室 4000L
軽油	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン	ハイオクガソリン	無し	レギュラーガソリン	レギュラーガソリン
↓	×				↓	↓

荷卸した室：→

前系統

後系統

※前後の配管系統は、それぞれ別の配管系統であり、相互の配管接続は無し。

漏洩疑いのある室：×

再発防止対策

- 固縛用ワイヤーの交換を実施する。
- 5年に1回該当部品を定期交換する。

製造所の流出事故

事故概要

製造所において、熱交換器内に敷設されているキシレンのチューブが熱疲労等により破損し、キシレンが冷却水側へ混入。冷却水の排水とともに約 31kg が河川へ流出したものの。

事故原因 【 腐食疲労等劣化 】

熱交換器内の温度差が大きいため、チューブに負担がかかり破損した。また、定期点検時等に熱交換器の内部点検を実施しておらず、劣化に気づかなかった。

再発防止対策

- 熱交換チューブの材質を変更する。
- 異常発生時に検知及び処置が可能な排水経路に改善する。また、通報手段について再徹底をはかる。



↑ 製造所に設置されている熱交換器



↑ 排水より河川へ流出

屋外タンク貯蔵所の流出事故

事故概要

屋外タンク貯蔵所において、危険物（アクリル酸メチル）による配管の循環作業時に当該タンクから水封槽に繋がる配管のバルブを閉め忘れており、水封槽から危険物が約 500L 漏洩したものの。

事故原因 【 操作確認不十分 】

ポンプ起動前に、排ガスラインに危険物が流入する恐れがあるバルブの開閉状態を確認していなかった。

再発防止対策

- ポンプ起動前には、ポンプ吐出側の直近バルブを全て「閉」にし作業を行うなど、作業基準の改定と新基準の操作教育を実施する。
- 排ガスラインをライン切り離しができるようにする。



↑ 危険物の漏洩があった水封槽



↑ 危険物の回収状況

一般取扱所の流出事故

事故概要

ローリー充填場において、移動タンク貯蔵所への再生油の充てん作業中（3分に1度ポンプが自動停止する）自動停止後に再度充填を開始するためにスイッチ作動を実施した際、タンクの満油状態に気づかず充填されたため、注入口から漏洩したもの。

事故原因 【 監視不十分 】

再度充填において、注入口付近での監視を怠り流出したもの。

再発防止対策

- ローリー充填場のポンプ自動停止間隔を、3分から2分に変更。
- 対面による各協力事業者への本事案を踏まえた説明を行い、再度充填中は必ず液面の確認を目視で行うように注意喚起。
- 漏油対応訓練及び通報訓練を実施。



↑ 移動タンク貯蔵所上部の漏洩状況



↑ 漏洩物の除去状況

一般取扱所の流出事故

事故概要

コンテナを準備し、充填用フィルターを洗浄するためフレキシブル配管を接続し循環洗浄を開始した。洗浄開始から約10時間経過後に当該建屋のガス検知計の警報が発報。現地確認したところカプラ接続部（フレキシブル配管近傍）より漏洩を発見した。なお、漏洩の覚知から通報まで2時間35分を要した。

事故原因 【 誤操作 】

カプラ接続部の使用方法に誤りがあり、接続部のロック不良となっていた。それに加えて、フレキシブル配管が循環ポンプにより脈動し、カプラ接続部が緩んでしまった。

再発防止対策

- 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置（針金によりカプラのロック部を固定）を講ずる。
- 事故が発生した場合には、直ちに通報できるような通報体制を徹底する。



↑ 漏洩のあった一般取扱所



↑ カプラ接続部

運搬車両の流出事故

事故概要

危険物を運搬していた 8 トントラックが、前方車両への追突を避けるため急停車したところ、運搬容器を固定していたベルトが破断し運搬容器が横転。破損した運搬容器から危険物（第 4 類第 3 石油類及び第 4 石油類）約 50ℓが流出した。運転手が架台内の状況を確認するために車両を路肩に移動した際に、架台から路上へ危険物が流出したもの。

事故原因 【 操作未実施 】

運搬容器をラッシングベルトにより固定していたが、急ブレーキによりラッシングベルトが破断し、運搬容器が破損したもの。

再発防止対策

- 転倒防止の養生で使用していたラッシングベルトを見直し、より破断しづらい固定器具に変更した。



給油取扱所の破損事故

事故概要

自動車が給油の為レーンに進入したところ、車両の操作ミスにより車両左前方を給油ノズル 2 基に衝突、破損させたもの。

事故原因 【 破損 】

車両の操作ミスによるもの。

再発防止対策

- 事故を未然に防ぐ為に、監視体制を強化するとともに従業員間で KYT（危険予知訓練）を実施する。



↑ 破損したノズル

写真

危険物事故防止 & 対応ガイド

～危険物事故に対して知っておきたいこと～

1. 事故防止を未然に防ぐために意識すること

定期点検が 形骸化していないか。

事件事例にもある危険物を取り扱う配管や設備の老朽化により発生した事故は、定期点検により異常を発見できれば、未然に防ぐことができます。

定期点検を実施する際は、なんのための点検なのか、点検項目の意味や目的を正しく理解し実施しましょう。



今まで発生した事故を 共有できているか。

本年の本市における危険物事故の内容として、同一の事業所において複数回、事故が発生するという特徴が挙げられます。

一度発生した事故に関して、事故対応は適切だったか、そして今後同様の事故を発生させないための対策を検討及び水平展開をし、事業所全体自主保安体制が向上するよう努めてください。

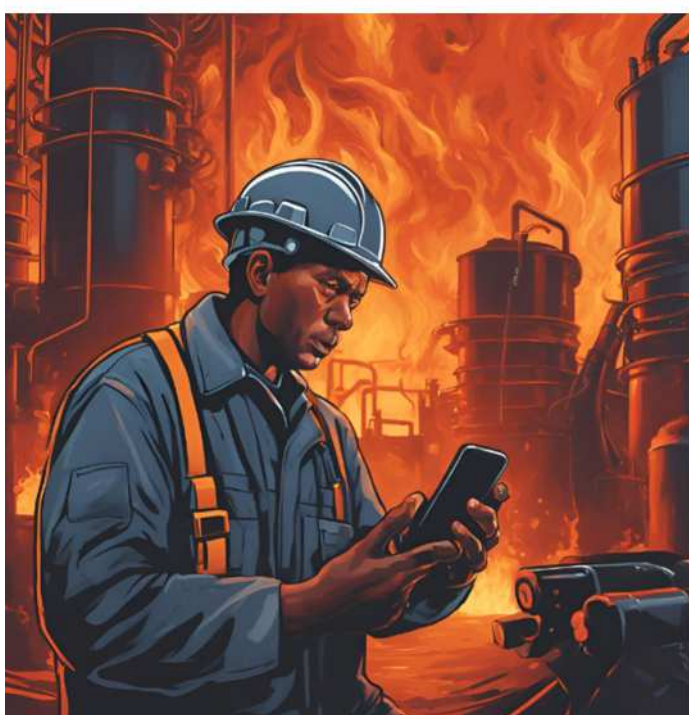
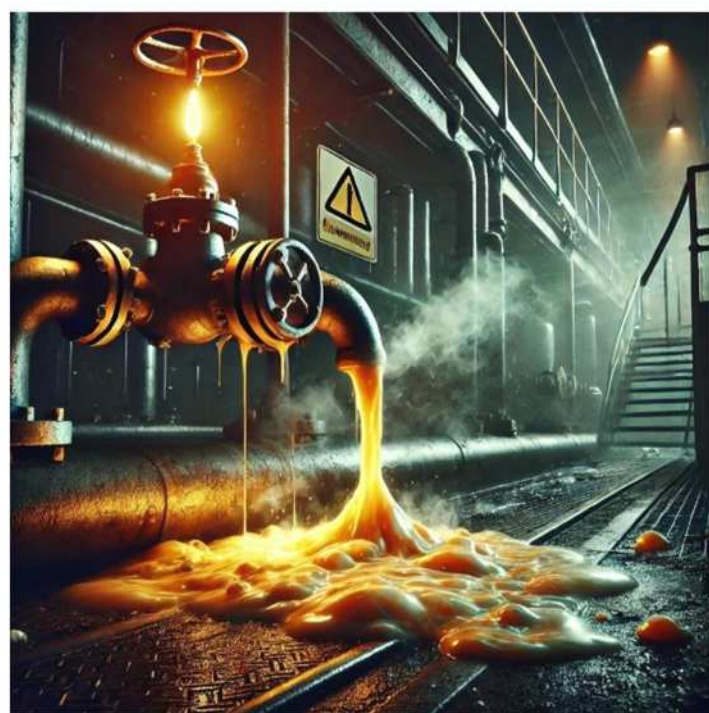


2. 事故が発生した場合に 意識すること

検討した事故対応は 迅速な行動へ

発生した危険物事故に対して、当事者の取るべき行動は「人手を集めるのか」、「単独で処理できるのか」、「まずは通報すべきなのか」など、多岐に渡り、迅速さが求められます。

その中で、前頁にもある事前に事故対応の検討をしておくことで、選択肢を精査することができ、迅速な対応へとつながっていきます。



事後報告ではなく

119番通報をする。

危険物施設事故発生後に実はこんなことがありました、と事後報告を受けることがあります。危険物事故は被害の拡大が早く、事業所により対応できない事案に発展する可能性が高いです。早く119番通報すればよかった…とならないよう、応急措置のみに気を取られず、119番通報をするということを忘れないでください。

電子申請・キャッシュレス決済について

名古屋市公式ホームページにてご利用できます！



～令和7年3月3日より電子申請が可能になった届出～

【危険物施設関連】

- ▶危険物製造所等完成検査前検査申請※
- ▶少量危険物等のタンク水張・水圧検査の申請

※水張（圧）検査は電子申請が可能ですが、基礎・地盤、溶接部検査は対応しておりません。

～従前より電子申請が可能な届出～

【危険物施設関連】

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ▶危険物製造所等変更届 | ▶危険物製造所等譲渡引渡届 |
| ▶危険物保安監督者選任・解任届 | ▶危険物製造所等廃止届 |
| ▶危険物保安統括管理者選任・解任届 | ▶資料提出書 |
| ▶危険物製造所等休止・再開届 | ▶危険物事故発生届 |
| ▶少量危険物指定可燃物等取扱い廃止届 | ▶火気使用工事届 |
| ▶危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届 | |

【石油コンビナート等災害防止法関連】

- ▶業務報告書
- ▶防災管理者（副防災管理者）選任・解任届

～注意点～

- ・電子申請の場合は、副本をお返しすることができません。
⇒副本のお返しをご希望される方は、消防署窓口又は郵送にて届け出をしてください。
- ・電子申請システムにより受付を行った事実の確認が必要な場合は、処理完了電子メール
または電子申請システムの申請詳細画面をコピー、印刷または保存をしてください。
- ・ご利用の際にはメールアドレス・LINE アカウント・Google アカウントのいずれかが必要になりますのであらかじめご了承ください。

簡単で便利だわー！



電子申請をご利用の方はこの QR コードを読み取り、手続きをしてください！

申請・届出に係る手数料の納付に

キャッシュレス決済 を

ご利用いただけます

はじめました

簡単・便利

対象となる申請・届出

- ・危険物関係(消防法、石油コンビナート等災害防止法)
 - ・火薬類取締法関係 ・高圧ガス保安法関係
 - ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
- ※「名古屋市消防関係事務手数料条例」に掲げるもの

利用できる決済方法

クレジットカード	コンビニ	ペイジー
VISA MasterCard JCB DinersClub AmericanExpress	セブンイレブン ミニストップ ローソン ファミリーマート セイコーマート デイリーヤマザキ/ヤマザキデイリーストア	ネットバンキング ATM

決済の流れ

- ① 手数料の納付にキャッシュレス決済を利用する旨お伝えください。
- ② 受付職員から申請手数料額や決済フォームリンク先の URL などをメールでお知らせします。(事前にメールアドレスと決済方法をお聞きします。)
- ③ 決済フォームから手数料を納付いただきます。

※紙の申請書・届出書による手続きに伴う手数料の納付は、引き続き現金の決済も可能です。

【お問い合わせ先】

名古屋市消防局
予防部規制課

(危険物担当)

0 5 2 - 9 7 2 - 3 5 4 9

00kikenbutsu@fd.city.nagoya.lg.jp

(火薬・高圧ガス担当)

0 5 2 - 9 7 2 - 3 5 5 3

00hoan@fd.city.nagoya.lg.jp

リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について

はじめに…

表題について、従前「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成 23 年 12 月 27 日付け消防危第 303 号）により運用していましたが、令和 6 年 7 月 2 日付け消防危第 200 号（以下「200 号通知」という。）により全部改正されました。今回は、改正された通知の内容を一部紹介します。

～主な内容～

- 1 対象とする蓄電池等
- 2 蓄電池等に係る指定数量の倍数の取扱いに関する事項
 - 2-1 耐火性収納箱に収納又は耐火性筐体で覆った蓄電池等の取扱い
 - 2-1 自家発電設備の周囲にキュービクル式蓄電池を設置する場合
- 3 蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項
 - 3-1 蓄電池を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に保有する空地等の緩和
 - 3-2 可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備等の緩和



200 号通知

1 対象とする蓄電池等

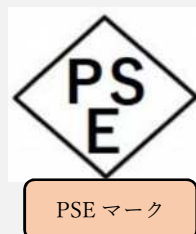
対 象とする蓄電池等は、リチウムイオン蓄電池（リチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される製品を含む）又はリチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される設備（以下「蓄電池設備」という。）（以下「蓄電池等」という。）であり、以下のものなどがあります。

- ☒ 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 25 年経済産業省令第 34 号）に定める技術基準に適合している蓄電池等
- ☒ 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準（UN38.3）の基準に適合している蓄電池等
- ☒ 日本産業規格のうち、次に掲げるもの
 - ・ JIS C 8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム－第2部：安全性要求要項」
 - ・ JIS C 4441「電気エネルギー貯蔵システム－電カシステムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項－電気化学的システム」

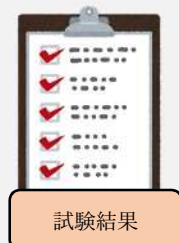
などなど…

上記の蓄電池等が技術基準等に該当することについては、PSE マークや事業者が実施している試験結果により確認してください。

※対象とする蓄電池等以外のものにあつては、200 号通知の基準適用外です。



PSE マーク



試験結果

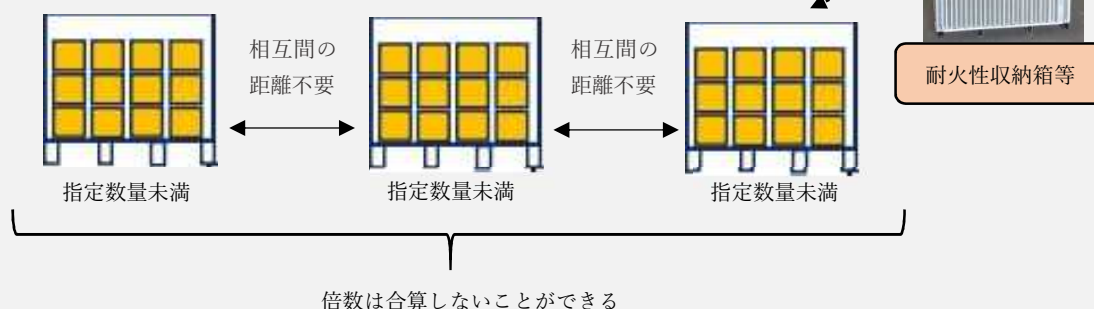
2 蓄電池等に係る指定数量の倍数の取扱いに関する事項

2-1 耐火性収納箱に収納又は耐火性筐体で覆った蓄電池等の取扱い

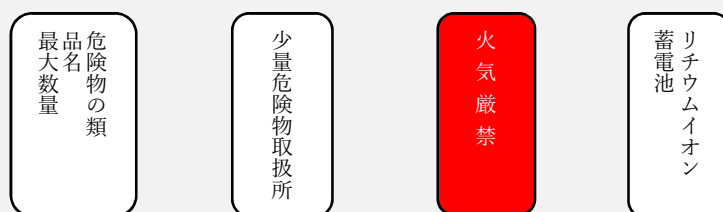
耐 火性収納箱に収納し、又は耐火性筐体で覆った蓄電池等は、**条件 2-1** 及び **条件 2-2** の条件を満たすときは、耐火性収納箱又は耐火性筐体（以下「耐火性収納箱等※」という。）ごとの指定数量の倍数を合算しないこととすることができる。

※耐火性収納箱等については、200号通知の別紙1をご確認ください。

条件 2-1 耐火性収納箱等内の危険物の総量は指定数量未満であること。



条件 2-2 耐火性収納箱等には、標識及び掲示板の設置に加え、見やすい箇所に蓄電池等を収納している旨を表示すること。



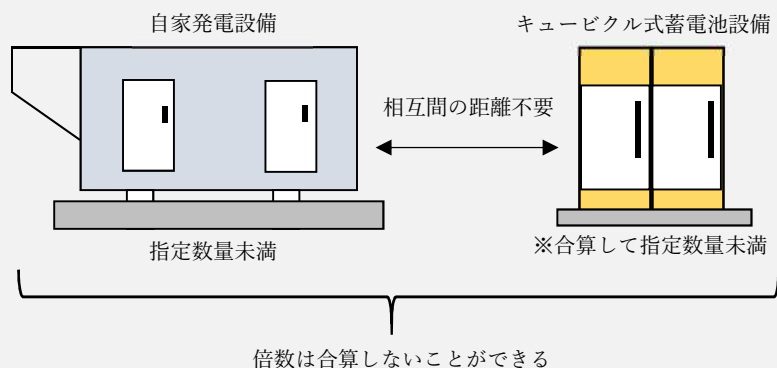
2-2 自家発電設備の周囲にキュービクル式蓄電池を設置する場合

白 自家発電設備の付近に厚さ 1.6 mm 以上の鋼板又は耐火性筐体で造られた外箱に収納された蓄電池設備（以下「キュービクル式蓄電池設備」という。）を設置する場合、**条件 2-3**、**条件 2-4** 及び **条件 2-5** の全ての条件を満たすときは、自家発電設備とキュービクル式蓄電池設備の指定数量の倍数を合算しないこととすることができる。

条件 2-3 自家発電設備とキュービクル式蓄電池設備により取扱う危険物の総量はそれぞれ指定数量未満であること。なお、キュービクル式蓄電池設備を複数設置する場合は、全てのキュービクル式蓄電池設備の危険物の量を合算し、その合計を指定数量未満とすること。ただし、キュービクル式蓄電池設備の外箱が耐火性筐体である場合は、キュービクル式蓄電池設備ごとの危険物の量を合算しないこととして差し支えないこと。

条件 2-4 キュービクル式蓄電池設備の外箱に蓄電池を収納している旨を表示すること（**条件 2-2** に同じ）。

条件 2-5 キュービクル式蓄電池設備の外箱に機能上必要な最小限の開口部を設ける場合は、箱内部及び外部からの延焼を確実に防止するとともに、外部からの可燃性蒸気の流入を確実に防止することができる防火措置を講じること（外箱が耐火性筐体である場合を除く。）。



※外箱が耐火性筐体である場合は、キュービクル式蓄電池設備ごとの危険物を合算しないことができる。

3 蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

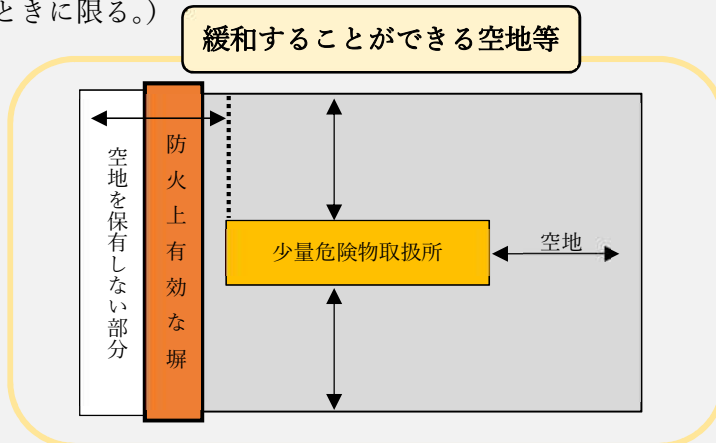
3-1 蓄電池を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に保有する空地等の緩和

屋

外の少量危険物取扱所について、**条件 3-1**及び**条件 3-2**の条件を満たす場合は、蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けることについては該当措置を講じないこととすることができる。

条件 3-1 耐火性収納箱に収納し、又は耐火性筐体により覆われた蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合（**条件 2-1**及び**条件 2-2**を満たすときに限る。）

条件 3-2 自家発電設備の周囲にキュービクル式蓄電池を設置する場合（**条件 2-3**、**条件 2-4**及び**条件 2-5**の条件を満たすときに限る。）



3-2 可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備等の緩和

①

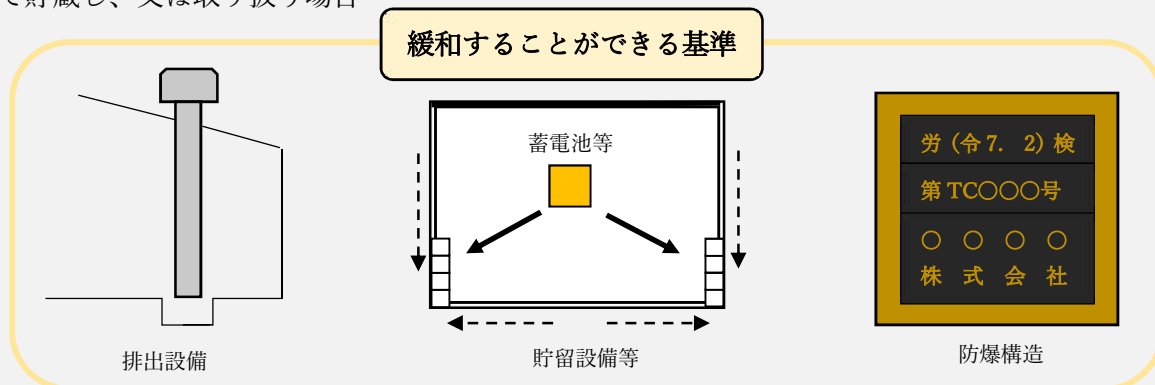
可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備を設ける措置

②床（屋外は地盤面）を危険物が浸透しない構造で適当な傾斜をつけ、貯留設備を設ける措置

③電気設備を防爆構造とする措置

危険物施設や少量危険物取扱所において求められる、上記①から③の措置については、以下のいずれかに該当する場合は、当該措置を講じないこととすることができる。

- ☑ 蓄電池等を地上高さ 3 m からコンクリートの床面に落下させる試験を実施し、内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認されない蓄電池等を貯蔵し、又は取り扱う場合
- ☑ 蓄電池等を 4.0kg 以下ごとに段ボール等で包装し、又は梱包したものを 3 m（蓄電池等を 2.8kg 以下ごとに段ボール等で包装し、又は梱包する場合は 6 m）以下の高さで貯蔵し、又は取り扱う場合
- ☑ 耐火性収納箱内の蓄電池等又は耐火性筐体の周囲にオイルパンを設置すること等により流出防止措置を講じて貯蔵し、又は取り扱う場合



さいごに…

「はじめに…」でも記載していますが、今回の内容は一部分です。

詳細は、**200 号通知**をご確認ください。

ガソリンスタンドの安全管理チェックリスト

市民生活に直結しているガソリンスタンドは、日頃から安全性が確保されていなければならない危険物施設です。そこで、事業者の皆様により一層の安全管理にご協力いただくよう、以下のようなチェックリストを作成しました。毎日の定期点検や従業員の方の教養などにご活用いただき、今一度ガソリンスタンドの安全管理に関してご確認いただくようお願いいたします。



<チェックリスト>

項 目	確認事項
危険物取扱者について	☐ 営業時間中、危険物取扱者が 1 名以上確保される勤務体制となっているか ☐ 保安講習を期限内に受講しているか
保安教育について	☐ 予防規程に定める保安教育が適正に実施されているか ☐ 保安教育に関する年間計画が作成されているか ☐ 教育の内容及び回数は、予防規程で定めるとおりか ☐ 保安教育の記録が保存されているか ☐ 取り扱う危険物の基本的性質、危険性を知っているか ☐ 従業員は危険物を収納する容器の基準を知っているか
消防訓練について	☐ 予防規程に定める消防訓練が適正に実施されているか ☐ 消防訓練に関する年間計画が作成されているか ☐ 訓練の内容及び回数は、予防規程で定めるとおりか ☐ 消防訓練の記録が保存されているか ☐ 消防訓練を受けていない従業員はいないか
危険物の荷卸しについて	危険物の荷卸しは適正に実施されているか <u>非単独荷卸し</u> ☐ 荷卸し時に、給油取扱所の危険物取扱者が立会い、荷卸しする油種、荷卸し量、地下タンク残量を確認しているか ☐ 給油取扱所の危険物取扱者がタンクローリーのハッチ別の油種、容量を確認しているか <u>単独荷卸し</u> ☐ 単独荷卸しを実施している給油取扱所では、ドライバーに対する緊急時の対応要領は掲示されているか ☐ 単独荷卸しを実施している給油取扱所では、単独荷卸しに係る教育を実施しているか

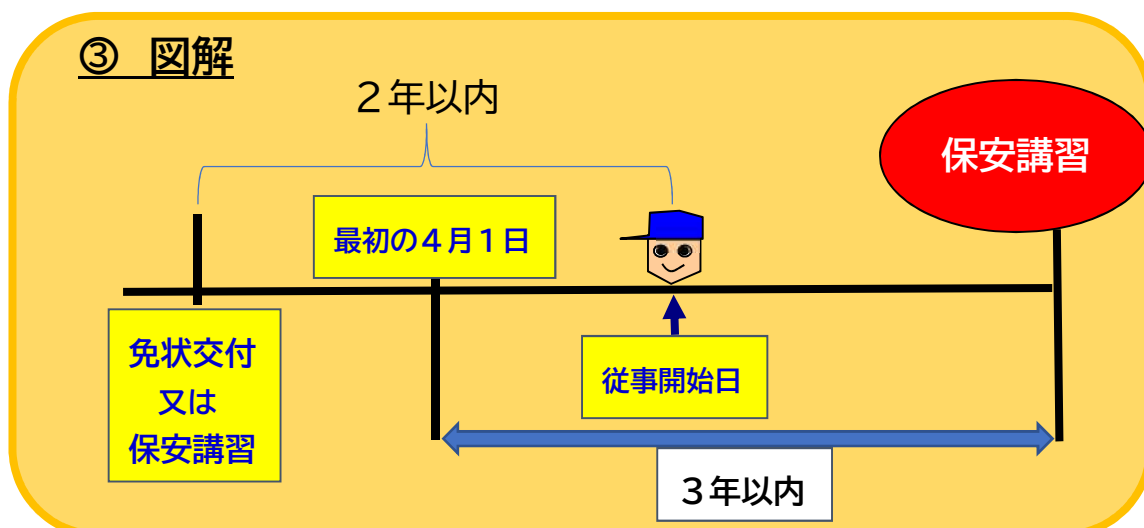
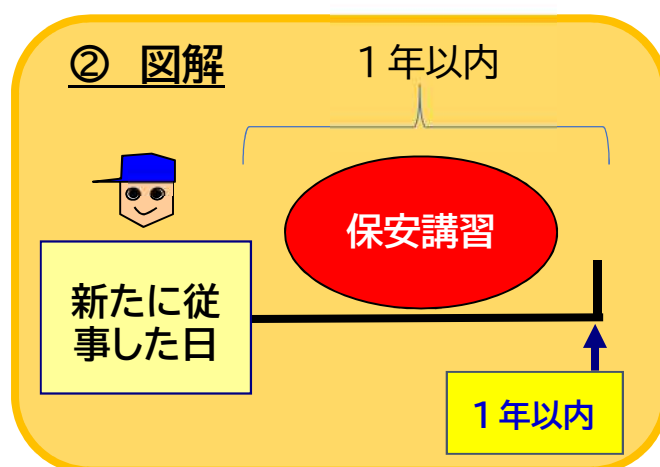
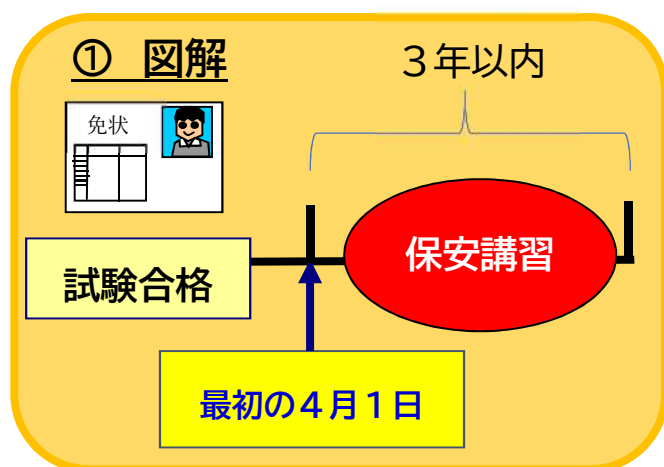
事故発生時の対応について	事故発生時に、適正な対応をとることができるか
	☐ 従業員は火災その他事故発生時の任務（通報、初期消火、避難誘導等）を把握しているか ☐ コンタミ発生時の対応は教育されているか
施設等管理について	給油取扱所の施設は適正に管理されているか
	☐ 予防規程で定める駐車スペースが白線等で明示されているか ☐ 給油取扱所内及びその周辺は整理・清掃に努め、放火されやすい不要な物件を放置していないか ☐ 油分離装置の水が減少していないかまた、砂等が大量に堆積していないか ☐ 喫煙は、定められた場所で行うようになっているか、また、吸殻は適切に処理されているか ☐ 危険範囲内で防爆機器以外の電気設備の使用はないか
危険物施設の点検について	危険物施設の点検は適正に実施されているか
	毎日点検 ☐ 点検は毎日実施されているか ☐ 点検記録は保存されているか 定期点検 ☐ 一年に一回以上実施されているか ☐ 点検内容は適正か ☐ 点検記録は適正に保存されているか（保存期間 3 年）
屋外での物品販売等について ※タイヤ等を展示するラック等で容易に移動できるものを除く	屋外での物品販売等は適正に行われているか
	☐ 防火塀の周辺で物品の展示等をしている場合は、物品等を防火塀以上の高さに積み重ねていないか ☐ 物品等の展示場所が人や車両の通行に支障を生じていないか ☐ 屋外での物品販売等を行う旨、消防署に届出しているかまた、届出のとおりとなっているか ☐ 屋外での物品販売等に関する内容を予防規程に明記してあるか ☐ 注入口付近で物品販売等を行う場合は容易に移動できる又は荷卸しに必要な空間を確保しているか ☐ 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品等を展示していないか
セルフスタンドの運営について	セルフスタンドの運営管理は適正に行われているか
	☐ セルフスタンドでは、監視者の名前が表示されているか ☐ 給油許可をする前に下記の内容を確認しているか ・自動車のエンジン停止、窓及びドアが閉まっているか ・静電気除去をしているか ・給油作業を終始一人で行っているか

	・顧客以外の同乗者が給油口付近にいないか ☐監視モニタ・インターフォン・放送設備は適正に機能するか <u>可搬式の制御機器を設けている場合は下記によること</u> ☐変更許可申請により設置されたものか ☐予防規程に可搬式の制御機器の使用に関する内容を明記しているか ☐適切な場所へ移動する等、見える位置から給油許可を行っているか ☐室内等に新たにビーコンを設置し、見えない位置から給油許可が可能となっていないか ☐肩掛け紐付きカバー等により落下防止措置を講じているか ☐固定給油設備や出入口付近等の適切な場所に消火器を配置しているか ☐可搬式の制御機器による給油許可に関する教育・訓練を実施しているか
地下貯蔵タンク等の漏れ点検について	地下貯蔵タンク等の漏れ点検が適正に実施されているか 危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則(平成 15 年総務省令第 143 号)の附則(以下、「附則」という。)第 3 項第 1 号又は第 2 号の適用を受け、漏れの点検の期間を 3 年に 1 回以上に延長している給油取扱所 ① 附則第 3 項第 1 号の適用を受けている場合 ☐漏えい検査管による点検は週に 1 回以上実施されているか ☐漏れ点検は適正に実施されているか(点検をした日から 3 年経過する日の月末日までの間に 1 回以上) ☐点検記録は適正に保存されているか(保存期限 3 年) ② 附則第 3 項第 2 号の適用を受けている場合 ☐在庫管理に関する必要な事項の計画の作成及びその旨の届出はされているか ☐在庫管理の点検記録表が適正に記録・保存されているか ☐漏れ点検は適正に実施されているか(点検をした日から 3 年経過する日の月末日までの間に 1 回以上) ☐計画届出書に定める「在庫管理に従事する者の職務及び組織」に書かれているものが在庫管理を行っているか ☐計画届出書に定める「在庫管理に従事する者に対する教育」が実施されているか 上記以外の地下貯蔵タンクにあっては、点検期間を確認し、漏れ点検が適正に行われていることを確認すること (タンクの構造等により 1 年に一回以上又は 3 年に一回以上必要)

ガソリンの詰替え販売について	ガソリンの詰替え販売は適正に行われているか ☐顧客の本人確認を行っているか（運転免許証等公的機関が発行する写真付きの証明書） ☐使用目的の確認を行っているか ☐販売記録の作成を行っているか ☐セルフスタンドにおいて、顧客自らが容器等に詰替えを行っていないか ☐消防法に適合した容器であることを確認しているか
----------------	--

保安講習の受講期限について

- ① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合は保安講習を受けた日以後における最初の4月1日から 3年以内に受講しなければなりません。
- ② 危険物の取扱作業に従事していなかった者が、新たに従事することとなった場合は、従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません。
- ③ 危険物の取扱作業に従事していなかった者が、新たに従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者の免状の交付を受けている場合又は保安講習を受けている場合は、免状交付日又は講習受講日以後における最初の4月1日から 3年以内に受講しなければなりません。



定期点検の実施方法等

危険物施設等における点検・整備の実施について

1 定期点検とは

危険物施設のうち下表に示すものは、日常的な点検を行うほかに1年に1回以上の定期点検の実施と、その記録の保存が消防法で義務付けられています。

定期点検を実施する際は、施設の位置、構造及び設備等を点検項目ごとに確認し、不備や異常があれば速やかに改善してください。

区分	定期点検が必要な施設	点検時期	点検事項 及び 点検実施者	点検記録 保存年数
製造所	①指定数量の倍数が10以上のもの ②地下貯蔵タンクを有するもの	1年に1回以上	○点検事項 危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に対する適合性について(所定の点検表の点検項目による) ○点検実施者 次のいずれかの者 ・危険物取扱者 ・危険物施設保安員 ・危険物取扱者以外の者(危険物取扱者の立会いを受ける場合に限る)	3年(移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る点検記録は10年)
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150以上のもの			
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200以上のもの			
地下タンク貯蔵所	すべて			
移動タンク貯蔵所	すべて			
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100以上のもの			
給油取扱所	地下貯蔵タンクを有するもの			
移送取扱所	特定移送取扱所以外のもの			
一般取扱所	①指定数量の倍数が10以上のもの(容器詰替えの一部を除く) ②地下貯蔵タンクを有するもの			

2 定期点検の実施状況の確認

定期点検の実施状況は、消防職員が立入検査等の機会に確認します。点検項目の確認漏れや覚知した不備の未改善箇所等がないようにしてください。

また、移動タンク貯蔵所の定期点検記録表については、常時、車両に積載する義務(3年分)があります。車両には原本を、事務所には写しを保管するようにしてください。

3 自主点検のお願い

定期点検が義務付けられていない危険物施設等についても、ひとたび火災等が発生すれば周囲への影響が大きいことから、自主的な点検により消防法令等に適合するよう施設の維持管理をお願いします。

定期点検記録表と点検表の記載例について

< 定期点検記録表の記載例 >

製造所等定期点検記録表（積載式移動タンク貯蔵車）

製造所・貯蔵所・取扱所のいずれかを記入する。

事業所名	消防石油（株）中給油所				
所在地	名古屋市中区丸の内三丁目1番1号消防石油（株）中給油所				
設置許可書、 設置完成検査 済証を見て記 入する。	製造所等の区分	取扱所			
	設置許可 年月日・番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ・ 第〇〇〇〇〇〇号			
	完成検査年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
	施設名又は 呼称番号	給油取扱所			
最も新しい情 報を記入する。	危険物の類別、 品名（品目）、 最大貯蔵量又は 最大取扱量、倍数	第四類	第一石油類（200 L）	30,000 L 150 倍	
		第四類	第二石油類（1,000 L）	20,000 L 20 倍	
		第四類	第三石油類（2,000 L）	1,000 L 0.5 倍	
		第四類	第四石油類（6,000 L）	400 L 0.06 倍	
点検実施者	危険物取扱者	所属	消防石油（株）中給油所		
		氏名	店長 消防 一郎		
	危険物 施設保安員	免状の 区分	乙種第四類	免状番号	令和〇〇年 第〇〇〇〇号
		所属			
危険物取扱者 が自分で点検 した場合に記 入する。	上記以外の者	氏名			
		所属			
	立会 危険物取扱者	氏名			
		免状の 区分		免状番号	
点検年月日	令和7年5月15日	保存期限	令和10年5月14日		

点検に立ち会った危険物取扱者の氏名等を記入する。

保存期間は点検年月日から3年間。

< 定期点検記録表の記載例 >

別記 8 - 1

給油取扱所（屋外）点検表

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
空地等	空地	障害物件の有無	目視	○	
	地盤面	周囲地盤との高低差の適否	目視		
		亀裂、損傷等の有無	目視		
	排水溝、油分離装置	亀裂、損傷等の有無	目視		
		滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
防火堀		亀裂、損傷、傾斜等の有無	目視	○	
建築物等	壁、柱、床、はり、屋根	亀裂、損傷等の有無	目視	×	変更許可申請中 (R7.5.13)
	防火戸	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	目視	○	
	看板等	固定の適否及び傾斜等の有無	目視		
専用タンク・廃油タンク等	上部スラブ	亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視		
	タンク本体	漏えいの有無	*注 1		
	通気管	位置、固定の適否	目視	○	
		腐食、損傷の有無	目視	○	
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視	⊗	目づまり補修済 (R7.5.16)
	可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	目視		
	液量自動表示装置	損傷の有無	目視	○	
		作動状況及び指示の適否	目視	○	
	計量口	蓋の閉鎖状況	目視	○	
		変形、損傷の有無	目視		
	漏えい検査管	変形、損傷、土砂等の堆積の有無	*注 2		
	漏えい検知装置 (二重殻タンク)	損傷の有無	目視		
		警報装置の機能の適否	作動確認		
	注入口	変形、損傷の有無	目視	○	
		接地電極損傷の有無	目視	○	
接地抵抗値の適否		接地抵抗計による測定	○	85Ω (R7.5.15)	
注入口ピット	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視	○		
	油種別表示の有無	目視	○		
簡易	タンク本体	漏えいの有無	目視		
		固定の適否、塗装状況及び腐食、損傷の有無			

点検の結果、不備が無い場合、○を記入する。

不備があった場合、点検結果に×を記入するとともに、措置内容及び措置年月日を記入する。

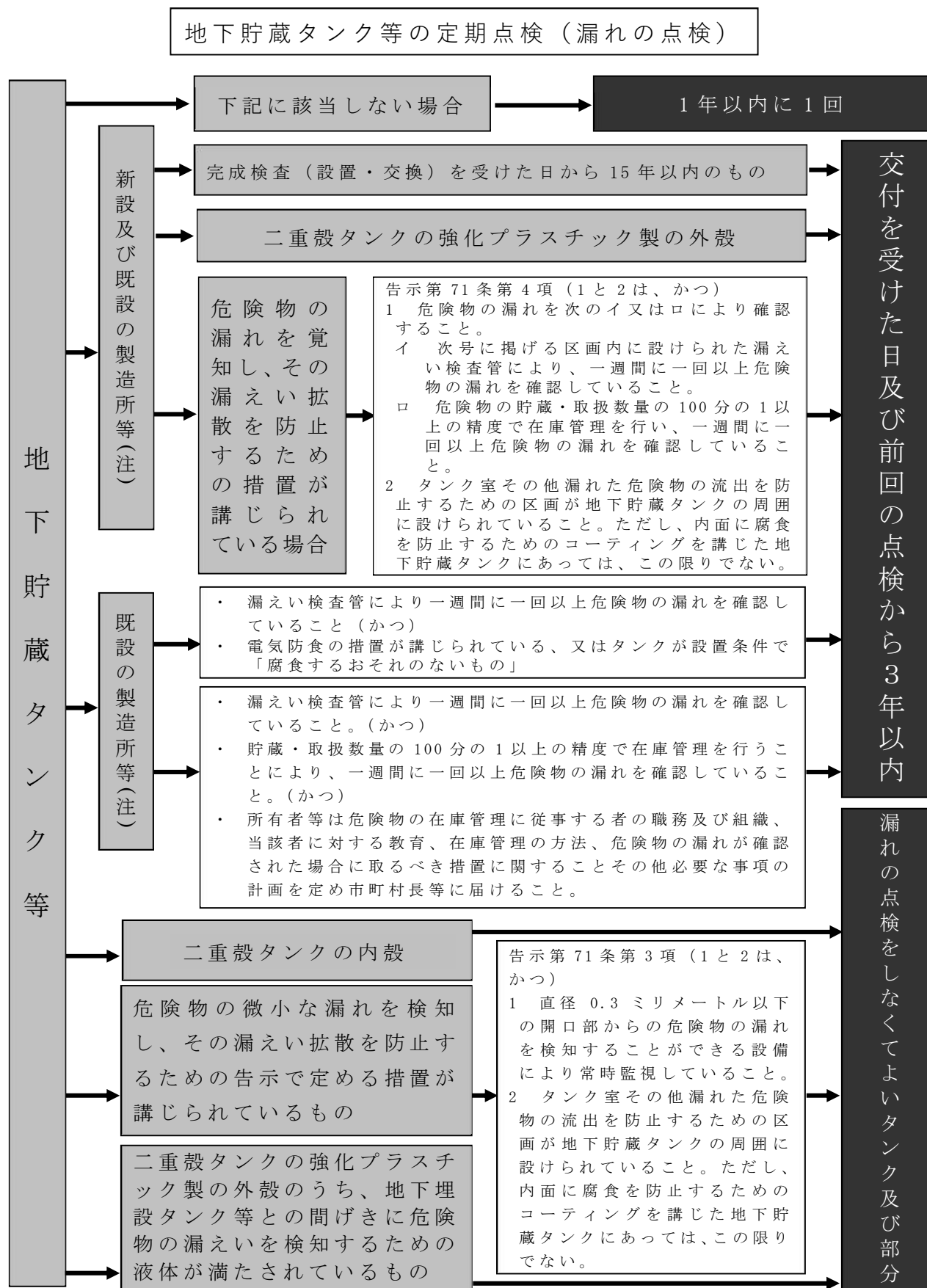
不備があり、改善が完了した場合、「×」を「⊗」にし、処置内容、処置年月日を記入する。

接地抵抗値、防食電位等は計測が必須。計測値と計測年月日を記入する。

非該当設備の点検項目には斜線を記入する。

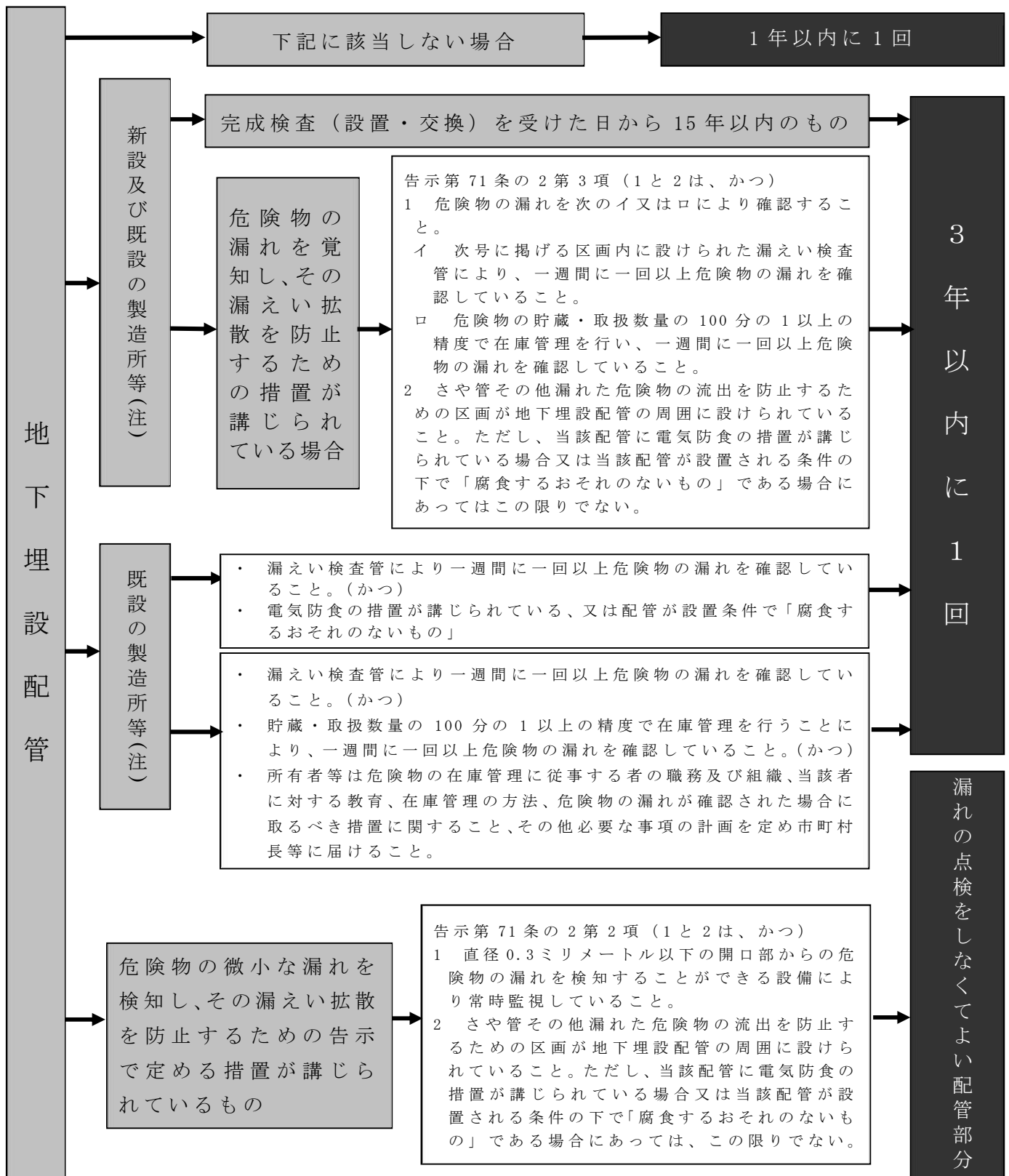
地下貯蔵タンク及び

地下埋設配管の漏れの点検について（早見表）



注： 既設の製造所等とは平成16年4月1日に現に消防法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた製造所、貯蔵所又は取扱所です。

地下埋設配管に係る定期点検（漏れの点検）



注： 既設の製造所等とは平成16年4月1日に現に消防法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた製造所、貯蔵所又は取扱所です。

地下貯蔵タンクの流出防止措置について（早見表）

地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻タンクのうち、設置年数、タンク外面保護の塗覆装の種類、設計板厚から「腐食のおそれが特に高い地下タンク」又は「腐食のおそれが高い地下タンク」に判定されるものは、流出防止措置が必要になります。（下表参照）

現時点では対象となっていないものであっても年数の経過により措置が必要となります。

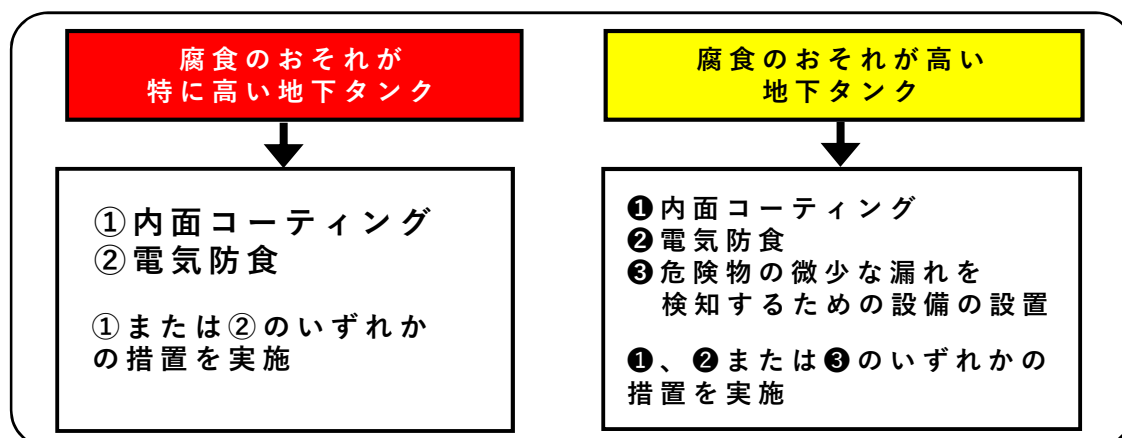
なお、令和 7 年度に設置年数が 20、30、40、50 年に達する地下貯蔵タンクは、設置時の完成検査年月日がそれぞれ平成 17 年度、平成 7 年度、昭和 60 年度、昭和 50 年度のものとなります。

タンク区分判定表

外面保護	設置年数 設計板厚	20 年以上 30 年未満	30 年以上 40 年未満	40 年以上 50 年未満	50 年以上
アスファルト	4.5 mm 未満	高い	高い	特に高い	特に高い
	4.5 mm 以上 6.0 mm 未満		高い	高い	特に高い
	6.0 mm 以上			高い	特に高い
モルタル	4.5 mm 未満		高い	高い	特に高い
	4.5 mm 以上 6.0 mm 未満			高い	特に高い
	6.0 mm 以上 8.0 mm 未満				特に高い
	8.0 mm 以上				高い
エポキシ又は タールエポキシ	4.5 mm 未満			高い	特に高い
	4.5 mm 以上 6.0 mm 未満				特に高い
	6.0 mm 以上				高い
FRP	4.5 mm 未満			高い	特に高い
	4.5 mm 以上 12.0 mm 未満				高い
	12.0 mm 以上				

※ 設置年数：埋設時の許可に係る完成検査年月日を起算日とした年数

必要な流出防止措置



消 防 署 一 覧

消防署	郵便番号	住所	電話番号	(FAX)
千種消防署	〒464-0016	千種区希望ヶ丘 二丁目 6-21	764-0119	(752-1119)
東 消防署	〒461-0003	東区筒井一丁目 8-30	935-0119	(937-4468)
北 消防署	〒462-0026	北区萩野通 2-1	981-0119	(915-0119)
西 消防署	〒451-0066	西区児玉二丁目 25-22	521-0119	(532-0119)
中村消防署	〒453-0821	中村区大宮町 1-53	481-0119	(483-0119)
中 消防署	〒460-0008	中区栄一丁目 23-13	231-0119	(222-0119)
昭和消防署	〒466-0015	昭和区御器所通 2-16-1	841-0119	(842-0119)
瑞穂消防署	〒467-0811	瑞穂区北原町 3-17	852-0119	(852-6223)
熱田消防署	〒456-0015	熱田区高蔵町4-9	671-0119	(681-0119)
中川消防署	〒454-0911	中川区高畑一丁目 224	363-0119	(362-0119)
港 消防署	〒455-0031	港区千鳥一丁目 11-19	661-0119	(653-0119)
南 消防署	〒457-0038	南区桜本町 24	825-0119	(822-6133)
守山消防署	〒463-0055	守山区西新 11-8	791-0119	(793-0119)
緑 消防署	〒458-0021	緑区滝ノ水四丁目 2007	896-0119	(891-0119)
名東消防署	〒465-0056	名東区野間町 40	703-0119	(703-0104)
天白消防署	〒468-0015	天白区原五丁目 2506	801-0119	(806-0119)

消防テレホンサービス……………電話 050-5536-1838

(防火・防災の情報はじめ、どこで火災や事故が起きているのかなどの情報をお伝えしています。)



for Smile

ラインアップ充実! レスキューシリーズ

TATSUNO

防災対策もタツノにおまかせ!!



レスキュー B-PUMP

自動車バッテリーを電源にして給油できる緊急用バッテリー可搬式計量機

レスキュー PG-6

停電時にノズル3本分を自動SS向け発電機



レスキュー PG-8

計量機、POS、油面計、LED照明が停電時に使用可能



レスキューチャージャー

非常時にスマホなどの電源を確保する防災BOX



レスキューマネージャー

現場状況がリモートで把握できるアプリ



レスキューキッチン

20分で100食分を自動炊飯



株式会社 タツノ

中部支店 / 〒461-0040 名古屋市東区矢田 3-2-25

☎050-9000-2345

富山・金沢・福井・高山・岐阜・多治見・豊橋・安城・四日市・津

<https://tatsuno-corporation.com>

考えている余裕はありません。災害、明日起こってもおかしくないという現実。

豪雨・洪水・津波からの安全と安心を支援。

世界初の画期的な製品が日本で誕生!
国が定めた浸水対策の中で唯一、災害対応支援機器として開発!!非常用自家発電設備は、災害発生時にポンプ・モーター部が浸水すると稼働できなくなります。それを未然に防止するのが、当社の災害対応支援機器『ポンプエアシェルター』です。
※浸水試験の結果、南海トラフ巨大地震における推計最大津波高さ34mを超える浸水深さにも対応可能。●詳しくは当社ホームページで www.showa-kiki.co.jp世界初
MADE IN JAPAN

発電設備を水による災害から守る。

ポンプエアシェルター®
PAT.

5m 浸水時のイメージ画像



SKK

信頼と技術で未来へ

昭和機器工業株式会社

■名古屋支店/〒463-0066 名古屋市中村区砂田町3丁目18

TEL.052-411-7782

■営業本部/〒152-0002 東京都目黒区目黒本町2丁目9-5

TEL.03-3716-5777 (代)

■本社/〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4丁目33-32

TEL.092-431-5131 (代)

支店・営業所/東京・大宮・大阪・札幌・青森・仙台・金沢・岡山・広島・高松・松山・福岡・鹿児島・沖縄 工場/太宰府・福岡



上記広告は、名古屋市が推奨するものではありません。広告内容に関する質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。